土　地　貸　付　契　約　書（案）

正本のみ印紙貼付

200円

賃貸借契約

　貸付人　西之表市長　八板　俊輔（以下「甲」という。）と借受人　○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地貸付契約を締結する。

　（貸付物件）

第１条　貸付物件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所　　在 | 地　目 | 数　量 |
| 土地 | 西之表市　　番地 |  | .00㎡ |

　（用途）

第２条　乙は、貸付地を　　　　　の用として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

　（契約期間等）

第３条　貸付の期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　　日までとする。ただし、この契約期間中であっても、甲において公用又は公共用に供するため必要がある場合は、甲はいつでもこの契約を解除することができるものとする。

　（貸付料等）

第４条　貸付地の貸付料は、年額　　　円とする。

２　乙は、前項の貸付料を、甲の発行する納入通知書により納入通知書に記載された納入期限までに甲に支払わなければならない。

３　乙は、その責めに帰すべき事由により、第１項の貸付料を前項の納入期限までに甲に支払わなかったときは、貸付料について、当該納入期限の翌日から支払のあった日までの期間につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

　（契約不適合）

第５条　乙は、この契約の締結後に貸付地に数量の不足、その他契約の内容に適合しないことを発見しても損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

　（譲渡又は転貸の禁止）

第６条　乙は、甲の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸付地を転貸してはならない。

　（貸付地の原状変更）

第７条　乙は、貸付地の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

　（貸付地の維持補修等）

第８条　甲は、第３条に定める貸付期間中、貸付地の維持補修の責めを負わないものとする。

２　貸付地に対し、保存、利用、改良その他の行為をするため支出する経費はすべて乙の負担とし、これによってその価格が増加することがあっても乙はその増加額について甲に対していかなる請求もすることはできないものとする。

　（滅失等の通知）

第９条　乙は、貸付地が災害その他の事故により滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を甲に通知し、その指示を受けなければならない。

　（契約の解除）

第10条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

（１）貸付地をその目的に従って使用しないとき。

（２）貸付料を指定された納期限内に納入しないとき。

（３）第６条の規定に違反したとき。

（４）貸付地の管理が良好でないとき。

（５）その他この契約の条項に違反したとき。

　（返還）

第11条　乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって貸付地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸付地を原状において返還することを甲が承諾したときは、この限りでない。

２　貸付地の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することはできない。

　（契約の費用）

第12条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

　（信義則）

第13条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

　（疑義の決定）

第14条　この契約及び市有財産の公募による一時貸付要領に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

　　令和　年　月　日

契約担当者

住　所　西之表市西之表７６１２番地

甲　　　　　　鹿児島県西之表市

氏　名　西之表市長　八板　俊輔　　　印

相手方

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　○○　　　　　　　　　　　　印